

(様式2)

「京丹後市まちづくり基本条例」一部改正についての概要

1 趣旨・目的について

京丹後市まちづくり基本条例は、まちづくりを進めていくうえでの基本的な考え方やルールを示したもので、平成20年4月1日から施行されています。

本条例は、施行後4年以内ごとの検討及び見直しを行うこととしており、時代経過に即した条例に育てるため、本年度が4年ごとにあたることから、京丹後市まちづくり委員会での答申を踏まえ、条文が京丹後市にふさわしいものであり続けることを目的に修正するものです。

2 素案作成の経緯

本年5月に市長から「京丹後市まちづくり基本条例第32条に基づき、京丹後市にふさわしいものであり続けているかどうかの検討及び見直しについて」諮問を受けた、京丹後市まちづくり委員会では、前回の議会のなかで、まちづくり全体での評価・検証ができていないとの指摘を受けていることから、市民の意見を広く聞くために、市民アンケートを行いました。また、市民の代表である議会からの意見聴取やまちづくりの根幹でもある総合計画等まちづくりの整合性について、市役所の各部局からの意見聴取を行い、本条例の検討及び見直し検討作業を進めてきました。

京丹後市まちづくり委員会では、こうした意見聴取で得た市民の皆さんからの意見を参考に、前回の答申のうえにたった意見をまとめ、京丹後市のまちづくり基本条例の特色でもある第13条と第30条について、条文修正の必要性について検討し、11月19日に市長に対し答申を行いました。

こうした京丹後市まちづくり委員会での答申を踏まえ、「京丹後市まちづくり基本条例」の修正を行うものです。

3 素案の特徴

- (1) 京丹後市のまちづくりを進めるための仕組みや基本的ルールを定めているため、本条例施行後において市政運営の仕組み等について新たに記載し、運営水準の継続と定着化を図る必要がありますが、国の法改正等に伴う現行制度の見直しや市政運営の取組み等について、変更する必要はありません。
- (2) 市民アンケートを行った結果、前回同様に「京丹後市まちづくり基本条例」は住民周知に欠けているとの意見が多くあり、市はさらに広く市民に周知する工夫をする必要があります。
- (3) 京丹後市まちづくり委員会での答申を踏まえ、京丹後市にふさわしいものであり続けるために、より解りやすい表現を加えるものです。

4 施行期日について

平成28年4月1日から施行予定